

診療報酬施設基準一覧

当院では以下の通り関東信越厚生局に施設基準の届出をしております。

(2025 年 5 月 1 日現在) 松本協立病院)

○一般病棟入院基本料	○ハイケアユニット入院医療管理料 1	○地域包括ケア病棟入院料1及び地域包括ケア入院医療管理料1	○地域包括医療病棟入院料
○入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)	○情報通信機器を用いた診療に係る基準	○機能強化加算	○医療DX推進体制整備加算
○初診料(歯科)の注1に掲げる基準	○歯科外来診療医療安全対策加算 1	○歯科外来診療感染対策加算 1	○救急医療管理加算
○診療録管理体制加算 1	○医師事務作業補助体制加算 1	○急性期看護補助体制加算	○療養環境加算
○重症者等療養環境特別加算	○栄養サポートチーム加算	○医療安全対策加算 1	○感染対策向上加算 1
○患者サポート体制充実加算	○後発医薬品使用体制加算 1	○バイオ後続品使用体制加算	○病棟薬剤業務実施加算 1
○病棟薬剤業務実施加算 2	○データ提出加算	○入退院支援加算	○せん妄ハイリスク患者ケア加算
○協力対象施設入所者入院加算	○心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算		○糖尿病合併症管理料
○がん性疼痛緩和指導管理料	○がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ	○糖尿病透析予防指導管理料	○院内トリアージ実施料
○夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算		○外来腫瘍化学療法診療料 1	○外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
○ニコチン依存症管理料	○薬剤管理指導料	○医療機器安全管理料 1	○歯科治療時医療管理料
○別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の(2)に規定する在宅療養支援病院		○別添1の「第 14 の 2」の 2 の(2)に規定する在宅緩和ケア充実診療所・病院加算	
○在宅患者歯科治療時医療管理料	○在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注 13(在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注 6 の規定により準用する場合を含む。)在宅がん医療総合診療料の注 8 及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療		
DX 情報活用加算	○在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料		
○在宅がん医療総合診療料	○持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定		
○持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)	○遺伝学的検査の注1に規定する施設基準	○BRCA1／2遺伝子検査	
○検体検査管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)	○心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	○時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	
○ヘッドアップティルト試験	○小児食物アレルギー負荷検査	○OCT撮影及びMRI撮影	○外来化学療法加算1
○無菌製剤処理料	○心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	○脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	○運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
○呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	○がん患者リハビリテーション料	○歯科口腔リハビリテーション料2	○認知療法・認知行動療法1
○人工腎臓	○導入期加算1	○透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	
○下肢末梢動脈疾患指導管理加算	○ストーマ合併症加算	○歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算	

○歯科技工士連携加算2	○CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー	○歯科技工加算1及び2	○乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
○食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膣腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)			
○経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)	○胸腔鏡下弁形成術	○胸腔鏡下弁置換術	
○経カテーテル弁置換術(経心尖大動脈弁置換術及び経皮的動脈弁置換術)	○不整脈手術 左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)		
○経皮的中隔心筋焼灼術	○ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	○ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)	
○両心室ペースメーカー移植術(心筋電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合)			
○両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)			
○植込型除細動器移植術(心筋リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術(心筋リードを用いるもの)			
○植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術			
○両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(心筋電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合)			
○両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)		○大動脈バルーンパンピング法(IABP 法)	
○バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	○早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	○医科点数表第2章第10部手術の通則の第16号に掲げる手術	
○輸血管理料Ⅱ	○人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	○胃瘻造設時嚥下機能評価加算	○麻酔管理料(Ⅰ)
○麻酔管理料(Ⅱ)	○保険医療機関間の連携による病理診断	○クラウン・ブリッジ維持管理料	○看護職員処遇改善評価料(57)
○外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	○歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	○入院ベースアップ評価料(78)	

この掲示についてのご質問は 4 階事務長室にて承っております。

松本協立病院 院長